

# 『税と正義』と分配的正義構想

藤 岡 大 助

## 目次

はじめに

一、課税の機序

二、分配的正義の手段としての租税

三、課税前所有における分配的正義

四、課税前所有の部分承認

五、負担の分配

おわりに

はじめに

リアム・マーフィとトマス・ネーゲルが共著で発表した『税と正義』(原題は『所有権の神話…税と正義』<sup>①</sup>)は、

「租税の規範理論と哲学的な分配的正義論に関心を抱く読者にとって、画期的な論考であった。同書は、「租税は政治システムが経済的正義または分配的正義の構想を実行に移すための最も重要な手段」<sup>(2)</sup>であるにも関わらず、「ジョン・ロールズの『正義論』によって学会の注目が社会的、経済的正義に再び向かって以降、最も抽象的なレヴェルでの社会的、経済的正義に関する膨大な論争が続けられてきたが、これらの正義一般理論についての議論は、政治の日常業務である租税政策についてのイデオロギー的に悩ましい争いに、どちらかと言えばほとんど関係してこなかった」<sup>(3)</sup>と指摘する。つまり、租税と哲学には、かなり大きな径庭があるのである。そして、同書が目指したのは、「この隙間を埋める作業」<sup>(4)</sup>であった。

『税と正義』は、画期的であると同時に、極めて挑発的な内容でもあった。同書は、租税法学において確立されてきた、「垂直的公平、水平的公平、利益原理、平等な犠牲、支払い能力」といった理論的概念が、「租税政策の規範的評価に組み込まなければならない考慮を適切に捉えていない」<sup>(5)</sup>と批判する。これらの概念は、租税によって確立されるはずの所有権を前提に、租税そのものを評価しようとする誤りを犯しているのである。「私的所有は、その一端を租税システムによって定義される法的慣習であり、それゆえ、独立した実体や妥当性を有するものであるかのように私的所有をみなして、それに与えるインパクトを参照することで租税システムを評価することはできない」<sup>(6)</sup>は、ただだからである。そして、著者らは、「租税がその成立の一助を担った所有権の全般的体系的の一部として、租税は評価されなければならない」<sup>(7)</sup>、「課税における正義や不正義は、特定の租税体制から帰結する所有権や権限のシステムにおける正義や不正義を意味しうるにすぎない」と言う。

では、所有権の「全般的体系」とは何なのか。著者らは、分配的正義の諸理論には「重要な合意の領域」<sup>(8)</sup>があるとし、「防衛、法の施行、教育といった公共財の適切なレヴェルを提供すること」、「社会の最も経済的利益

の少ない構成員にたいして適切な生活水準をもたらすことであるとする<sup>9)</sup>。そして、租税にはこの目的を実現するうえで道具的価値があるに過ぎないと位置づけるのである。

本稿は、租税の正義という主題に対して、哲学的な分配的正義論の立場から関心を向けるものであり、著者らとスタンスを共有する。であればこそ、著者らがなした批判と分析は、この取り組みにおいて極めて重要な示唆を有すると言える。同様の検討を試みる者は、何人も、本書を吟味することから始めなければならない。

本稿の目的は、マーフィー&ネーゲルが提起した批判的考察について、分配的正義論の観点から租税を考察するうえで受け取るべき示唆を明らかにすることである。とりわけ重要なのは、著者らの批判が全ての正義構想に当てはまるのか、あるいは、全ての正義構想に当てはまらないとすれば、どのような正義構想において当てはまるのである。従って、本稿は、マーフィー&ネーゲルが支持する正義構想に対して、その妥当性を批判したり、対抗したりするものではない（それはまた別に論じられるべき課題である）。また、検討する批判のいくつかは、マーフィー&ネーゲルの本意とは外れて、強く解釈しすぎていることを予め認める。というのも、叙述上は仕方ないことではあるが、文脈によって多義的に解釈しうる論述が少なからず見受けられるからである。

本稿の構成は、次の通りである。最初に、検討の準備として課税の機序について整理を行い（1）、マーフィー&ネーゲルの提起した批判の要点が租税を分配的正義への手段として捉えるべき点にあるとしよう（2）、その要点から敷衍されるコララーとして、以下の三つの命題を検討する。即ち、分配的正義としての課税前所有の適否（3）、課税前所有を尊重することの適否（4）、負担の分配という問題構成の適否（5）である。

## 一、課税の機序

そもそも税とは、誰かの持つ所有物を権力機構が強制的に取り上げる不利益処分である。それが、手続きの正義に則っていないならばならないのは当然であるが、課税は必ず分配状況を変化させるものであるから、同時に、分配における実質的な正義によって正当化されなければならない。この観点から租税をみれば、課税を起点として、その手前には課税前の所有状況が存在し、課税の後には税引き後の所有が残ることになる。

課税前所有 ↓ 課税 ↓ 課税後所有

課税後所有は課税の後に所有者が自由に処分できる経済的支配範囲を示し、課税前所有は、課税がなかったならば所有者に可能であった経済的支配範囲となる。所得税や資産課税においては、このプロセスは至極自然であるが、人頭税や消費税の場合には、いささか奇妙に感じるかもしれない<sup>10</sup>。しかし、消費税や人頭税は、課税前所有から課税後所有に変化させる課税というプロセスが基準として参照する指標が、消費額であったり頭数であったりするだけであり、課税前の経済的支配範囲を課税後の縮減された経済的支配範囲へと変化させるという本質において、この機序は変わるものではない。

課税前の所有状態は、何らかの社会的協働によって創出される。この課税前の所有状況を創出するプロセスを「経済システム」と呼んでおこう。この経済システムは、社会的制度枠組みによって成立するものであり、その

多くが法的制度によって支えられている。しかしそれは、必ずしも自然状態を排除するものではない。自然状態は、法的制度の裏支えが存在しないという特殊性を持つ、社会的協働の制度なのである。

経済システム ↓ 課税前所有 ↓ 課税 ↓ 課税後所有

人々の所有状態は、社会的サービスの提供や直接的な給付によって、徴税主体たる政府からの移転を受ける。徴税主体が人々に対して何らの利益還元を行わず、支配者の個人的消費であれ外国政府による搾取であれ、外在的のために、ただ収奪のみが行われるという事態もありえるかもしれないが、少なくとも民主国家においては、利益還元が想定されるであろう（もちろん、利益還元の内容も対象範囲も様々ではあるが）。ともあれ、政府支出を経て最終的な人々の分配状況が生じることになる。

経済システム ↓ 課税前所有 ↓ 課税 ↓ 課税後所有 ↓ 政府支出 ↓ 最終分配

正義の観点から、分配状況や分配制度を評価するうえで、とりわけ重要なのは最終分配である。これは必ずしも帰結主義的理論に固有のものではなく、例えば、権限理論においても、最終分配に至るまでのプロセスにおいて権限が侵害されなかったかどうかが重要であるはずである。そして、分配的正義構想は、この最終分配が正義に適っていることを求める営為と位置付けられよう。

※以下の論述でここに述べた機序に触れる際は、へんがで示す。

二、分配的正義の手段としての租税

マーフィー&ネーゲルが哲学的な分配的正義の観点から租税の正義という主題に挑むうえで根底にあったのは、「租税は政治システムが経済的正義または分配的正義の構想を実行に移すための最も重要な手段<sup>①</sup>」であるという認識であろう。課税が人々の所有状況を変化させる権力行為であると前節で指摘したが、それは分配的正義によって正当化されなければならない。逆に言えば、分配的正義を実現するためにこそ、課税という強制執行は行われるのである。

課税前所有 ↓ 課税 ↓ 課税後所有 ↓ 政府支出 ↓ 最終分配

この課税の機序の系列において、分配的正義が実現しているか否かを評価されるポイントは、「最終分配」においてであるはずだ。そもそも、課税が行われるのは、「政府支出」を可能にするためであり、課税は「最終分配」を創出することを目的に実施される手段として位置付けられるからである。「課税後所有」における分配状況は、通過点に過ぎない。

所有権は、正当化された経済的支配の範囲を指し示す概念である。単に手許にあることは、対象物に対する所有権を認める最終審ではない。盗人は盗品を手許に置くが、盗品に所有権が認められないのは、それが正当化され得ないからである。そして、所有を正当化する原理は分配的正義であるはずであり、分配的正義により正当化

された所有こそが、所有権の認められる所有であるはずである。以上の要点をまとめると次の通りである。

- ① 分配的正義は最終分配において評価される
- ② 分配的正義に適う最終分配を創出するために課税が行われるのであり、これに資するかどうかで課税の正義は評価される
- ③ 分配的正義が正当と認める所有権は、課税後所有において認められる

ところが、租税法学において彫琢されてきた理論的見解の多くは、この全体プロセスを縮減し、課税の前後関係で租税の正義を語りつくそうとする。そのため、租税の伝統的議論は、課税前所有に推定的な所有権を安易に認め(③の違反)、課税前所有に与える影響から課税の正義を評価しようとする(①と②の違反)、極めて近視眼的なものとなっている。マーフィ&ネーゲルが『税と正義』において検討を施した対象は、利益原理や犠牲原理などの租税理論から、課税ベース、累進性、相続、税制上の差別など多岐に亘るが、そのほとんどにこの傾向がみられるのである。

本来あるべき租税の正義の探求枠組みから逸脱する租税法学の伝統的アプローチを、著者らは随所で次のように批判している。

私的所有(private property)は、租税システムによって部分的に定義される法的慣習である。従って、独立した実体と妥当性を持つようなものとして観念された、私的所有に与える影響をみることによって、租税シ

システムを評価することはできない。租税が擁立する所有権の体系全体の部分として、租税は評価されなければならない。課税における正義や不正義は、特定の租税体制から帰結する所有権や権限の体系においての正義や不正義を意味するに過ぎない<sup>(12)</sup>。

租税の公正ではなく、社会的な公正が租税政策を導く価値であるべきであり、さらに所有権は慣習的なものだとしたことである。つまり、所有権は相当程度、社会正義という基準によって評価しなければならない租税政策の産物であり、したがって、どの税が正しいかを決定するために所有権を基準として使うことはできないのである<sup>(13)</sup>。

私たちは所有 (property) を租税システムによって攪乱されたり浸食されたりするものではなく、むしろ租税システムによって創出されたものと考えなくてはならない。所有権は課税前ではなく、課税後に人々が支配する資格を与えられた資源にたいしてもつ権限である<sup>(14)</sup>。

恐らく、租税法学の伝統的アプローチが近視眼的であることには、理由がある。政府支出も含めた包括的な分配的正義構想を前提にしなければ話が進まないのであれば、正義構想相互の争いが決着を見るまで、話が進まなくなる。そのうえ、この争いは決して沈静化しない。イデオロギー的争点から距離を置き、それでもなにごとかの学術的貢献を果たしたいとする動機が、考察を近視眼的に促していったのである。しかし、そのようなアプローチは、《課税前所有》に推定上の所有権を安易に認めるといって、マーフイ&ネーゲルが「日常的リバタリア



ン (“everyday, libertarianism”<sup>15</sup>)と称ぶちぐはぐな正義構想に依拠することになる。いずれにせよ、それは、分配的正義構想全体からみれば、やはり混乱なのである。租税の正義は分配的正義から逃れることはできないのだ。

本稿は、ここまで述べたマーフィ&ネーゲルの批判は、的を射たものであると評価する。しかし、マーフィ&ネーゲルは、分配的正義を実現するための手段という要点から派生するものとして、いくつかの拡張的な命題も支持しているようである。本稿の以下の節では、その適否について検討することにする。

### 三、課税前所有における分配的正義

租税が分配的正義を実現するための手段であるのなら、正当な所有権は課税後に認められるものであって、課税前に認められてはならない。これが、著者らの批判の要点であったが、課税前所有において既に正当な所有権が達成されていると認めるような分配的正義構想がもし存在するならば、その正義構想に依拠する限りにおいて、著者らの批判は的外すことになるであろう。そのような正義構想では、伝統的な租税法理論が確立してきたアプローチが意味を持つかもしれない。

著者らは、当然、その可能性を検討しており、それを、「洗練されたリバタリアニズム (sophisticated libertarianism)<sup>16</sup>」と呼ぶ。しかし、「洗練された自由至上主義の政治理論を首尾一貫した形で適用することは全く見込みのない結果を導き、ほとんど誰もが実際にそれを受け容れたりはしない<sup>17</sup>」と付け加える。ここで念頭に置かれているのは、ロバート・ノージックを代表とするような権利論的リバタリアニズムであろうが、こうした

正義構想に依拠するのであれば、貧困の解決といった先進的現代国家が最低限の任務とするような福祉すら拒絶しなければならぬ。伝統的な租税法理論が日常的リバッテリーアニズムに陥るのは、洗練されたリバッテリーアニズムが受け入れがたいからである。

とはいえ、日常的リバッテリーアニズムが首尾一貫しない場当たりの対応の誹りを招くものであったとしても、支持される見込みの薄い洗練されたリバッテリーアニズムの立場に立つのであれば、矛盾を招くとは限らない。そして、少数ながらも、実際に支持している者はいる。しかし、『税と正義』には、洗練されたリバッテリーアニズムの立場であっても、課税前所有において所有権を認めることには論理的矛盾があることを示唆するような批判がある。もしそれが、論理的矛盾であるならば、洗練されたリバッテリーアニズムの立場も成り立たなくなる。その論拠の一つは、前後関係による批判であり、もう一つは、汚染の問題である。以下、順に検討しよう。

### ① 前後関係による批判

前後関係による批判は次の引用箇所典型的に確認できるであろう。

政府なしでは市場は存在しないし、租税なしでは政府は存在しない。そして、どんなタイプの市場が存在するかは、政府が作らなければならぬ法と政策決定とに依存している。租税によって支えられる法体系がなければ、貨幣、銀行、企業、証券取引所、特許、あるいは現代の市場経済——所得と富のほとんどすべての現代的形態の存在を可能とする制度——は存在しえないのである。

それゆえに、人々が課税前所得にたいして何らかの種類の権限をもつべきだと主張することは論理的に不可

能なのである<sup>(19)</sup>。(傍線・引用者)

今一度、課税の機序を確認しておこう。それは部分的につきのようなものであった。

経済システム ↓ 課税前所有 ↓ 課税 ↓ 政府支出

前後関係による批判の論旨は次の通りである。今日の〈経済システム〉自体が機能しているのは、〈課税〉によって支えられた政府によって行われる〈政府支出〉があるためである。〈課税前所有〉は〈経済システム〉の産物であるのだから、〈課税〉が〈課税前所有〉に先行していなければならない。前後関係は次のようになる。

課税 ↓ 政府支出 ↓ 経済システム ↓ 課税前所有

〈課税〉の良し悪しを評価する租税の正義という主題において、〈課税〉に後続する形でしか成立しえない〈課税前所有〉を参照するのは、従って、「論理的に不可能」なのである。

これが論理的矛盾であるのであれば、洗練されたりバタリアニズムも含めて、〈課税前所有〉に基づいて課税の適否を判断するというアプローチは、妥当しないことになろう。しかし、次のような事例を考えてみていただきたい<sup>(20)</sup>。

あるところに卓球クラブがあり、地域の体育館と月ぎめの利用契約を結んでいたとしよう。すると、次のような機序が成り立つであろう。

体育館の貸し出し ↓ 各人の利用状況 ↓ 会費の徴収 ↓ 体育館への支払い  
 (経済システム) (課税前所有) (課税) (政府支出)

さてこのとき、体育館は前払いでなければ、そもそも卓球場を貸してくれないとする。すると、次のような前後関係が生じることになる。

会費の徴収 ↓ 体育館への支払い ↓ 体育館の貸し出し ↓ 各人の利用状況  
 (課税) (政府支出) (経済システム) (課税前所有)

このような状況において、「実際の利用状況に応じて会費を負担すべきである」という提案がなされたとする。実際の利用状況に応じた会費の徴収を実施するには、最初に体育館の貸し出しを実現するための立て替え払いが必要であるが、翌月からの会費徴収に新ルールを反映させるか、事後的な清算によれば、実施自体は不可能ではない。問題は、それが論理的に矛盾した提案かどうかである。さて、実際の利用状況に応じて負担すべきという提案を退ける根拠として、次のような理屈は成り立つであろうか。

〈体育館への支払い〉なしでは〈体育館の貸し出し〉は実現しないし、〈会費の徴収〉なしでは〈体育館への支払い〉は実現しない。〈会費の徴収〉によって支えられる〈体育館の貸し出し〉がなければ、〈各人の利用

状況」は存在しえないのである。それゆえに、〈各人の利用状況〉にたいして何らかの種類の義務をもつべきだと主張することは論理的に不可能なのである。

もしこの理屈が妥当しないのであれば、課税についても同様ではないだろうか。確かに、課税がなければ、経済システムが駆動せず、課税前所有を創出することはできない。しかし、だからといって、駆動的課税によって経済システムがいったん走り始めた状況において、課税前所有を参照することで課税を改革することが無意味になるわけではないのか。

## ② 汚染の問題

第二の批判は、〈課税前所有〉が他の政治道徳によって汚染されているとする批判である。マーフィー&ネーゲルは、〈課税前所有〉を基準線に据えるアプローチを犠牲論的見解としたりうえで、次のように指摘する。

繁栄した資本主義経済は刑法、契約法、会社法、財産法、不法行為法の施行を必要とするだけではない（略）。それに加えて、ほとんどの経済学者が想定しているように、資本主義経済は最低限、競争を促進するための独占禁止法、経済成長を刺激したり抑制したりするための、そしてインフレを管理するための利率と貨幣供給の管理を行う体制を必要とする。その上、交通政策、放送規制、環境破壊といったいわゆる市場の外部性を緩和するために政府が行う活動といった問題もある。

これらすべての政府機能は最も熱的な市場讚美者でさえも当然のこととしている。ここでの犠牲論的見解

にとつての問題は、これらの機能を果たすために政府が行う選択が市場からの収益に影響を与えるという点である。鉄鉱石精錬業者がどのくらい利益を生み出すことができるかは、環境法が広がっている体制に左右される。債券市場におけるある人の運は、政府が影響を与えている利率に左右される。結局のところ、政府が全く福祉政策を行わず困窮者が自分で生活をしていかなければならない状態に放置される場合であっても、課税前所得が市場の結果であると言うことは、やはりできないのである。そうではなく、課税前所得は一連の政府政策に従つて規制された市場によつて生み出された見返りなのである。

これらの問題に関する選択は、競争市場という考えに内在するどんな論理をも超える実質的な内容をもつた社会的価値に訴えることなしにはできない。そうであるから、課税にたいする犠牲論的アプローチが求める基準線として役立つ政治的に中立な市場世界という考えは空想なのである。現実的であれ想像上であれ、どんな課税前所得分配もすでに政治道徳の判断によつて部分的に形作られており、これらの判断を評価することなく租税の公正さについての問題を処理することは不可能なのだ。<sup>2)</sup>

洗練されたりバタリアニズムが現実の市場経済が創出する〈課税前所有〉に認める所有権は、すでにリバタリアニズムの理念とは合い入れない様々な他の政治道徳によつて汚染されている。従つて、現実の〈課税前所有〉を、理想的な〈課税前所有〉と近いものとして、現実の〈課税前所有〉に権限を認めることは、洗練されたりバタリアニズムに依拠したとしても、不可能であるということだ。

この批判は、次の節で検討する批判にも関わるが、結論的には程度問題ということにならう。洗練されたりバタリアニズムの立場からは、「競争市場という考えに内在するどんな論理をも超える実質的な内容をもつた社会

的価値」に汚染された部分は浄化すべきということになるが、しかし、汚染されているからといってそのすべてが台無しになると決まったものではない。

汚染の問題を考えるうえで示唆的なのは、我々の社会での民主主義の実践である。自発的な意思に基づく民意を尊重することは、民主主義の理想である。しかし、現実には、マスメディアの誘導や、巨大資本の影響力、政治家の党利党略によって、情報は加工され操作されているのが実情であろう。つまり、民主主義が求める自発的民意は、実際のところひどく汚染されている。このことによって、投票という意思表示によってあらわされる現実の民意には、民主主義が理想とする自発的民意は存在せず、民主主義は追求に値しない画餅である、という結論を導いてよいであろうか。<sup>22</sup>恐らく、誰も同意しないのではないだろうか。

以上の検討から、次の結論を本稿は導く。即ち、課税前所有に所有権を認める正義構想が論理的に成立しないわけではない。ただ、そのためには、実際上は人気のない洗練されたりバッテリーアニズムの立場を採用する覚悟が必要になるのである。

#### 四、課税前所有の部分承認

洗練されたりバッテリーアン以外の正義構想に立つ場合、課税は分配的正義を実現するための手段である、という命題は引き受けざるを得ない。しかし、さらに進んで、マーフィ&ネーゲルは、〈課税前所有〉に部分的であれ道徳的尊重の余地を認めて課税を評価することも、禁じているようである。〈最終分配〉における分配的正義が

達成されているかどうかが重要なのであって、課税に認められるのはその目的のための道具的役割だけだからである。

彼らが権限をもちうるものすべては、正当な課税によって支えられた正当なシステムのもとで、課税後に残るものである——そして、このことが示しているのは、課税前所得に関連づけることで租税の正当性を評価することはできないということである。<sup>(23)</sup> (傍線…引用者)

もし市場によって生み出された分配が推定上正しくないのであれば、分配的正義の正しい基準は、基準線としてさえもその分配にいささかでも関連づけられるものであってはならない。<sup>(24)</sup> (傍線…引用者)

では、マーフィ&ネーゲルが、租税の目的として据える原理は何であろうか。著者らは、「市民の厚生にたいする政府責任を真剣に考える見解の間には重要な合意の領域がある<sup>(25)</sup>」とし、「功利主義であれ、ロールズ主義者であれ、優先性を主張する理論家であれ、社会的セーフティネットの信奉者であれ、機会の公正な平等の擁護者であれ、平等な自由至上主義の擁護者であれ、貧困には関心をもつだろう<sup>(26)</sup>」と指摘する。そこから導くのは、次の二つの指針である。

第一は、租税枠組みが防衛、法の施行、教育といった公共財の適切なレヴェルを提供するのに十分なまで歳入を引き上げることができるかどうかである。第二は、それが社会の最も経済的利益の少ない構成員にたい



して適切な生活水準を結果的にもたらしているかどうかである。<sup>(27)</sup>

つまり、マーフィー&ネーゲルにすれば、〈最終分配〉に現れる公共財供給と貧困対策という目的の実現に資するかどうかのみによって、課税の良し悪しは決まるのである。もちろん、ここで示されている目的は、アメリカ合衆国という政治状況においての喫緊の目的についての提言である。北欧などの福祉社国家においては、また違った政治目的が立てられるのかもしれない。重要なのは、〈課税前所有〉においては道徳的に尊重される要素はなく、ただ目的に資するか否かのみによって、租税の正義は語られねばならないとする点である。この指摘は、リバタリアニズム以外のほぼ全ての分配的正義構想が共有する必然的前提であろうか。

確かに、ロールズはそのようなものとして〈経済システム〉を評価しているとみなしうるだろう。社会経済的社会的基本財の分配原理である格差原理において、人より多く持つことは、再低位集団の期待の最大化に資する場合にのみ許容されるに過ぎない。<sup>(28)</sup> 租税の枠組みに敷衍すれば、〈課税後所有〉において人より多く手許に残されること<sup>(29)</sup>がありえるのは、再低位集団の期待の最大化という目的に資する限りにおいてである。目指される基準は違えども、功利主義もこの帰結主義的前提を共有するであろう。

しかし、市場という〈経済システム〉が創出した課税前所有にも、全面的ではなく部分的に、尊重されるべき要素を認める正義構想は存在する。代表的には、ロナルド・ドゥオーキンの資源の平等理論である。<sup>(30)</sup> ドゥオーキンは、「資源の平等について何らかの魅力ある理論を展開しようとするれば、その中心に置かれるべきなのは、極めて多様なサーヴィスの価格を決定する装置としての経済市場の観念である<sup>(31)</sup>」<sup>(31)</sup>と云う。市場経済を重視すべきなのは、単に目的とする分配的正義に適う帰結を生じさせるからではなく、「平等な配慮」が、「政府が市民の運命

を市民自身が行った選択に敏感 (sensitive) に反応させるように行動すべきことを——これもまた政府が達成できる限りにおいて——要求する<sup>32)</sup>からなのだ。

もちろん、ドウオーキンは〈課税前所有〉が資源の平等の完結した状況であるとみなしているわけではない。

同じく「平等な配慮」は、「政府がこれを達成することが可能な限りにおいて、各人が市民たること以外の事柄——例えば各人の経済的背景、性別、人種、あるいは技能やハンディキャップの特定の集合など——に関しどのような人間か、ということに対して当の政府に服する各市民の運命が鈍感 (insensitive) になることを保障」しなければならぬとする<sup>33)</sup>。能力資源の不平等という正義の観点からは是正されなければならない要素が〈課税前所有〉には反映しており、これを仮想的保険市場というモデルを介して説明される租税による再分配で矯正することを求めている<sup>34)</sup>。

本節は、〈課税前所有〉に部分的にさえ尊重されるべき要素が何もないと結論すべきかどうかは、正義構想に依りて異なるのであり、リバタリアンを除く全ての正義構想が共有する前提ではないと結論づける。

## 五、負担の分配

洗練されたリバタリアン以外の正義構想に立つ場合、課税は分配的正義を実現するための手段である、という命題は引き受けざるを得ない。しかし、さらに進んで、マーフイ&ネーゲルは、課税の正義という主題を検討する以上、それは、「負担の分配ではなく結果の探求」<sup>35)</sup>に必然的にならざるを得ないとする。

マーフィー&ネーゲルによれば、伝統的な租税理論が毒されてきた謬見は、「所有権の推定上正当な分配を生み出す自由放任的資本主義的市場経済を基準として、支払いを無理やり求めるようなサーヴィス提供者として政府を考える見方」にあり、「課税の正義はこの基準線から評価される、税負担の個人間での公正な分配と見なされる」傾向である。<sup>(36)</sup>これは、「問題が誤って提起され続けてきた」<sup>(37)</sup>ことであると指摘する。これが正しければ、負担の分配という問題設定において展開されてきた租税理論は全て棄却されることになる。

この指摘は、一面においては極めて妥当な結論である。第二節で確認した通り、租税が分配的正義に適しているか否かの判定は、最終分配の局面においてなされるべきことであり、それとは区別された独立の問題として、「負担の分配」についての検討のみで考察を完了することは近視眼的である。租税によって何を実現するかを考慮にいれなければならない。では、「負担の分配」という問題設定が生じる余地はなく、全ては目的の観点からのみ評価されるのであろうか。

まず押さえておくべきは、「負担の分配」という問題設定は、〈課税前所有〉に権利主張の根拠となるような一切の要素を否認する正義構想の場合には、成り立たないという点である。こうした正義構想では、全ては目的に資するかどうかによって評価され、道徳的尊重を受けるのは〈課税後所有〉に対してだけである。〈課税前所有〉に一切の道徳的尊重はないのだから、「負担」の概念は成立しない。従って、「負担の分配」という観点が成立しうるのは、全面的であれ（リバタリアン）、部分的であれ（ドゥオーキン）、課税前所有に対して何らかの道徳的に尊重される要素を認める正義構想においてのみである。

〈課税前所有〉に何らかの道徳的尊重を認めるのであれば、租税の正義を負担の分配として検討する余地が全くないと言い切れるかどうかは、微妙である。例えば、正義構想が人々に保障する最低限度の基準線として、最

低所得をベーシックインカムのような形で保障したとする。また、公共財やそのほかの社会正義に必要な量の支出額を独立に定めるとする。すなわち、予め〈政府支出〉によって、分配的正義を確保するのである。そのうえで、その支出を賄うための歳入を、どのような租税によって賄うかを、検討するとしよう。そうすると、課税の正義の問題は、負担の分配問題として解く余地はないだろうか。

もちろん、負担の分配問題として解くことを許されるのは、〈政府支出〉が分配的正義を確保しているという前提がある場合だけである。マーフィー&ネーゲルが身を置いた政治的文脈であるアメリカ社会は、明らかにこの前提を欠いている。<sup>(38)</sup>しかし、他方で、もしこのような前提があるのであれば、これまでに租税法が負担の分配問題として確立してきた様々な理論的知見は——全てではないにしてもその一部については——検討に値する考察としてよみがえるのではないだろうか。

### おわりに

本稿の目的は、マーフィー&ネーゲルが『税と正義』において示した問題提起を、分配的正義論の観点から租税の正義を考察するうえで、どのように受け止めるべきかを解題することにあつた。そのため、まず、分配的正義の観点から課税という主題がどのような機序で現れるかを整理したうえで(1)、マーフィー&ネーゲルの問題提起がこの機序においてどのように現前するかを示し、租税を分配的正義への手段として捉えるべきとするその批判の要点の妥当性を認めた(2)。しかし、この要点から派生する3つの命題については、〈課税前所有〉において分配的正義が達成されているとみなす正義構想はリバタリアンにおいては可能であり(3)、〈課税前所有〉に

道徳的尊重を有する余地を認める正義構想はリバタリアン以外にも存在し(4)、負担の分配という問題構成は(課税前所有)に道徳的尊重の余地を認める正義構想においては成立するとして(5)、概ね批判を退けた。もちろん、そうした批判を回避しうるか否かは、依って立つ正義構想次第である。

マーフィー&ネーゲルが明らかにした、そして最もクリティカルな批判は、分配的正義の包括的体系を棚上げにしたまま租税の正義だけを論じることはできないという知見であろう。哲学が租税に切り込むのであれば、分配的正義構想という剣を携えて挑まなければならない。租税法学がその学問的伝統の中で彫琢してきた理論的概念を擁護するのであれば、その結論を支持する分配的正義構想という盾を哲学から調達せねばならない。

#### 参考文献

- Dworkin, Ronald, 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard U.P. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦共訳、二〇〇二、『平等とは何か』、木鐸社)
- , 2006, *Is Democracy Possible Here?*, Princeton U.P. (水谷英夫訳、二〇一六、『民主主義は可能か?』、信山社)
- Nozick, Robert, 1974, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. (島津格訳、一九九二、『アナキー・国家・ユートピア』、木鐸社)
- Murphy, L. & Nagel, T., 2002, *The Myth of Ownership*, Oxford. (伊藤恭彦訳、二〇〇六、『税と正義』、名古屋大学出版会)
- Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Belknap Harvard. (矢島鈞次監訳『正義論』、紀伊国屋書店、一九七九)
- Zelenak, Lawrence, 2003, 'The Myth of Prepaid Income', 101 Mich. L. Rev. 2261.

藤岡大助 (2014)、「難破船とキャンブ旅行」、『亜細亜法学』48巻／2号、pp.1-32.

論  
注釈

- (1) Murphy&Nagel (2002) 初期の書評としては Zelenak (2003) など。
- (2) Ibid. p.3. (訳書 p.1.)
- (3) Ibid. p.4. (訳書 pp.1-2.)
- (4) Ibid. (訳書 p.2.)
- (5) Ibid. p.7. (訳書 p.6.)
- (6) Ibid. p.8. (訳書 p.6.)
- (7) Ibid.
- (8) Ibid. p.134. (訳書 p.153.)
- (9) Ibid. p.135. (訳書 p.154.)
- (10) プーファイ&ネーゲルは「所得を中心に論じるとして」「課税前所得」「課税後所得」の語を用いている。
- (11) Ibid. p.3. (訳書 p.1.)
- (12) Ibid. p.8. (訳書 p.6.)
- (13) Ibid. p.173. (訳書 p.197.)
- (14) Ibid. p.175. (訳書 p.199.)
- (15) Ibid. p.15. (訳書 p.15.)
- (16) Ibid.
- (17) Ibid.
- (18) Nozick (1974)
- (19) Murphy & Nagel (2002), p. 32. (訳書 p.35.)

- (20) 以下の論証は、「アナロジーによる論証」である。詳しくは、藤岡 (2014)
- (21) Murphy & Nagel (2002), pp.33-34. (訳書 pp.36-37.)
- (22) もちろん、投票によって表されたものの全てが、幾分かの民意を表しているとはみなされるわけではない。社会主義の全体主義国家において投票によって表される政府への信任は、いささかも民意を反映していない。しかし、これと汚染されているとはいえず、自由主義諸国の投票とを同列に扱うべきではない。要は程度問題なのである。
- (23) Murphy & Nagel (2002), pp.32-33. (訳書 p.35.)
- (24) Ibid. p.30. (訳書 p.32.)
- (25) Ibid. p.134. (訳書 p.153.)
- (26) Ibid.
- (27) Ibid. p.135. (訳書 p.154.)
- (28) Rawls (1971), ch.2.
- (29) 功利主義においては、総和主義ないし平均効用最大化が目的となるだろう。
- (30) Dworkin (2000) において資源の平等理論についての詳細が語られる。なお、その課税に関する抄録として、Dworkin (2006), ch.4.
- (31) Dworkin (2000), p.66. (訳書 pp.95-96.)
- (32) Ibid. p.6. (訳書 p.14.)
- (33) Ibid.
- (34) Ibid. ch.2.
- (35) Murphy & Nagel (2002), p.136. (訳書 p.155.)
- (36) Ibid. p.15. (訳書 p.15.)
- (37) Ibid.
- (38) Ibid. p.141. (訳書 p.161.)